

西宮市勤労福祉センターの休館に係る要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市勤労福祉センター条例施行規則第3条に基づき、休館について定める。

(休館の基準)

第2条 この要綱において、休館する基準は次の各号のものをいう。

- (1) 当該施設等が避難所として開設された場合
- (2) 当該施設等が破損し、使用することができない場合
- (3) 気象庁が政令の定めるところにより行う特別警報が発令された場合
- (4) 全ての公共交通機関の運行が停止した場合

付 則

この要綱は、令和 元年10月 1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 4年 4月 1日から施行する。